

欧州委員会、第三国における知的財産権の保護・エンフォースメントに関する報告書を
欧州連合理事会に提出

2013年2月18日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、2月6日、「欧州委員会職員作業文書（Commission staff working document）第三国における知的財産権の保護及びエンフォースメントに関する報告書」と題する報告書を、欧州連合（以下「EU」）理事会に提出した。本報告書はEU理事会のウェブサイトにて2月10日付けで公開されている。

本報告書は、2004年6月に公表・同11月に採択され、2005年5月26日付けのEU官報に掲載された「第三国における知的財産権のエンフォースメント戦略」ペーパーの趣旨に沿って、欧州委員会貿易総局がEU外での知的財産権の保護及びエンフォースメントに関し、2006年及び2008年の類似の調査に続いて2010年に実施した調査の結果を報告するものである。

本報告書によれば、この調査の主たる目的は、知的財産権の保護及びエンフォースメントの状態が最悪の水準の懸念を引き起こしている第三国を特定し、これによって欧州委員会がその活動及びリソースを当該領域に集中することができるようにすることであり、そのために、知的財産に関する協力のための「優先監視国」のリストを更新すること等が行われている。

本報告書は、多様な知的財産権の保護及びエンフォースメント、被った権利侵害、これらに対して採られた措置、エンフォースメント及び援助の要請に対する国内当局からの反応についての情報の提供を求めるアンケートへの回答を含む多様な情報を基に作成されており、当該アンケートへの参加要請は、権利者、団体、EU代表団及びEU加盟国の大使館に対して送付され、80か国をカバーする400以上の回答が得られたなどとしている。ただし、本報告書は、当該アンケートの結果はあくまで欧州委員会が優先監視国の特定に当たって依拠した一要素に過ぎない旨を強調しており、その評価及び優先付けのための作業においては、当該国の知的財産関連フォーラムにおけるスタンスや、改善のために当該国によって払われている努力や示されている政治的関与、欧州委員会が知財対話・作業部会の文脈で第三国と行った議論の結果、EU代表団及び産業界の代表者から得られた情報等をはじめとする多様な情報も重大な役割を果たしているとしている。

本報告書における優先監視国リストの更新に関し、本報告書の主要な結論の一つは、中国が依然として知的財産権エンフォースメントに関する主たる課題であるということであり、これは中国がEU産業界から最も多くの回答と最も強い懸念を集めたことのみならず、

2011年にEU国境において留置された全被疑（輸入）模倣品の73%が中国からのものであったことを理由としている。ただし、製品カテゴリーによっては他の国も模倣品の出所となっており、食品についてはトルコ、非アルコール飲料についてはタイが例示されている。また、本報告書においては、知的財産権制度の欠陥は新興国のみならず先進国においても特定されるとして、医薬品関連の知的財産権に関し依然重大な問題があるとしてイスラエルが、医薬品や地理的表示の保護等に関してカナダが、さらには欧州の権利者に影響を与える知的財産権関連の2つのWTOの紛争解決に係る判断¹を依然履行していないとして米国が、それぞれ例示されている。

これらを反映した優先監視国の更新リストは3つのカテゴリーからなり、知的財産権の保護及び又はエンフォースメントの状況がEUの知的財産権者にとって最も有害な国からなるカテゴリーから順に「優先度1」、「優先度2」及び「優先度3」と続く。各カテゴリーの該当国は以下のとおりであり（同一カテゴリー内の国の掲載順序はアルファベット順）、本報告書においては各国ごとの知的財産権をめぐる状況の評価の要約を、「進ちよく（Progress）」、「改善及び行動への懸念及び領域（Concerns and areas for improvement and action）」、「EUの行動（EU action）」の3項目に分類して付記している。

優先度1：中国

優先度2：インド、インドネシア、フィリピン、トルコ

優先度3：アルゼンチン、ブラジル、カナダ、イスラエル、韓国、マレーシア、メキシコ、ロシア、タイ、ウクライナ、米国、ベトナム

本報告書は、優先度3に分類されているブラジル及び韓国については、改善が認められているところ、両国における個別の知財権の状況について各国の進ちよくの継続に基づきステータスを再評価すべく綿密に監視していくこととしている。また、アルゼンチンに関しては、特定された欠陥について、もし短期に十分な取組がなされないようであれば、将来の報告書においてさらに高次のカテゴリーに分類する正当な理由になり得るとしている。

なお、2008年に実施された類似の調査結果を報告する2009年時の報告書における優先監視国リストと比較して、メキシコが追加され、タイが優先度2から3に移行し、インドが優先度3から2に移行した。ロシアとウクライナは2009年時には上述のブラジル・韓国と

¹ その1つは、米国内のレストラン・バー等の商業施設で流す音楽について、一定の条件の下でロイヤルティを著作権者に支払わずともよい旨の、いわゆる「業務用免除（business exemption）」を規定する米国著作権法第110条(5)(B)の規定がWTO/TRIPS協定違反とされた *Irish Music* 事件（DS160）に係るWTOパネル報告。もう1つは、キューバにおいて接収された事業・資産に関して使用されていた商標等について、米国裁判所がキューバ国籍を有する者又はその承継人の権利を承認・執行することを禁じた、いわゆる「米国オムニバス法」第211条がWTO/TRIPS協定違反とされた *Havana Club* 事件（DS176）に係るWTO上級委員会報告。

同様のステータスであったが、両国においてなされた改善は優先監視国リストから抹消するに未だに十分なものであるとはみなされていないと本報告書は解説する。

本報告書は、本調査の結果が特に中小企業の知的財産権者が自身の知的財産について特定の第三国内での又は当該第三国との商業活動に携わる際にリスクを負う可能性への認識をより高め、これによって、知的財産のような無形の企業価値を保護するための商業戦略及び運用をいかに設計していくかについて、知的財産価値管理の一環として取り組むことを可能とすると説明する。さらには、当該第三国が実施を検討し得る当該領域での他国による取組の記述を含んでいることから、第三国の当局にとっても、当該国の知的財産権制度の欧州ユーザーの認識に関する情報源そして刺激の源泉として有用であろうとしている。

なお、本報告書は世界の知的財産権をめぐる状況の網羅的な分析を提供することを意図するものではなく、「優先監視国」は知的財産権の保護及びエンフォースメントに絶対的な意味で最も問題がある国なのではなく、むしろそれらの欠陥が、貿易における EU の利益との関連性に依存して、EU の利益を最も大きく既存すると見なされている国である旨、本報告書中に明記されている。

— 欧州委員会職員作業文書 第三国における知的財産権の保護及びエンフォースメントに関する報告書」は、以下参照 —

[Commission staff working document - Report on the protection and enforcement of intellectual property rights in third countries \(PDF\)](#)

— EU の「第三国における知的財産権のエンフォースメント戦略」ペーパーは、以下参照 —

[Strategy for the enforcement of intellectual property rights in third countries \(2005/C 129/03\) \(PDF\)](#)

— 同ペーパーについての欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州知的財産ニュース 2004 年 7 月号 \(Vol.3\) 欧州委員会、第三国における IPR エンフォースメント戦略ペーパーを公表 \(PDF\)](#)

[欧州知的財産ニュース 2005 年 5 月号 \(Vol.9\) 欧州委員会、EU 域外での IP 侵害について調査を開始 \(PDF\)](#)

— 2008 年に実施された類似の調査結果を報告する 2009 年時の報告書は、以下参照 —
[COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT IPR Enforcement Report 2009 \(PDF\)](#)

(以上)